



アメリカ合衆国司法省(U.S. DEPARTMENT OF JUSTICE)

市民権局(CIVIL RIGHTS DIVISION)

エボラウイルスへの対応中の市民権保護における公的指導に関する添付書類：
差別に対する法的保護に関するリファレンス・ガイド[最終更新日 2015 年 3 月 12 日]

複数の連邦政府関係機関は、個人の実際的かつ認識される人種、肌の色、出身国または障害の状況を含む、様々な理由に基づいた差別を禁じる連邦法を執行しています。このリファレンス・ガイドはすべての連邦市民権保護を取り扱ってはいませんが、以下の内容を強調する目的を有しています。すなわち：(i) エボラに関連した差別の背景において最も適用するに相応しい特定の法律；および (ii) これらの法律を執行する連邦政府関係機関。

執行活動領域	機関	法の概要	苦情の申請先
障害	<p>アメリカ合衆国司法省：市民権局は、すべての州および地方政府を含む公共機関のすべての業務において、個人の障害に基づいた差別の防止に対し、その他の多くの連邦政府関係機関と執行権限を共有します。</p> <p>ADA(米国障害者法)およびリハビリテーション法セクション 504 の下、ある個人が、(a) 主な生命活動が大幅な制限を受けるような身体的または精神的な機能障害を持っている；(b) かかる機能障害の記録を有している；または (c) 障害を持っていると「見なされる」場合、かかる個人は「障害」を持っているとされます。</p> <p>ADA およびセクション 504 はまた、「団体の</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1973 年リハビリテーション法のセクション 504、29 U.S.C. § 701 <i>et seq.</i> (合衆国法律集第 29、第 701 以下参照) は、連邦政府助成金の受領者による、個人に対する唯一障害に基づいた差別を禁じており、連邦が運営するすべてのプログラム内での差別を禁じています。 • 米国障害者法(ADA)の第 II 編および第 III 編、42 U.S.C. § 12101 <i>et seq.</i> (合衆国法律集第 42、第 12101 以下参照) は、公共団体のすべてのプログラム、サービス、および活動における差別を禁止しており、これには公立学校(第 II 編)内での差別、およびほとんどの私立校および大学(カレッジおよび 	<p>アメリカ合衆国司法省 Civil Rights Division(市民権局) Disability Rights Section(障害者 権利保護課) — NYA 905 Pennsylvania Avenue, NW Washington, DC 20533</p> <p>音声通話: 202-307-0663 FAX: 202-307-1197 ウェブサイト: www.ADA.gov</p> <p>ADA 専門家と話すには: 音声通話: 800-514-0301</p>

<p style="text-align: center;">障害 (続き)</p>	<p>差別」、または障害を持つ個人と個別的な付き合いがある、もしくは関係があるという理由によるその個人に対する差別を禁止していません。障害に基づいた報復もまた禁じられています。</p> <p>市民権局の障害者権利保護課(Disability Right Section)は、障害を持つ個人が公共の施設(ホテル、レストラン、および娯楽施設など民間団体が経営する場所)を利用する権利を保護するために機能しています。</p> <p>複数の機関: 本リファレンス・ガイド全体に記載されているものを含むが、これに限定されない多くの連邦局および機関は、障害に基づいた差別を禁じる連邦法を執行します。差別に対する特定の分類については、これらの法律を執行する機関の限定的な一覧として記載された以下の記述を参照してください。</p>	<p>ユニバーシティ)(第 III 編)による差別を含む、公衆に対する物品またはサービスを提供する公共施設における差別が含まれません。</p>	<p style="text-align: right;">TTY: 800-514-0383</p> <p>苦情は連邦政府助成金を提供している機関に申請されるものとします。疑わしい場合の苦情の提出先: ア</p> <p style="text-align: center;">アメリカ合衆国司法省 Civil Rights Division(市民権局) Federal Coordination and Compliance Section(連邦調整および遵守課) 950 Pennsylvania Avenue, NW Washington, DC 20530</p> <p style="text-align: center;">音声通話: 202-307-2222 FAX: 202-307-0595 ウェブサイト: www.usdoj.gov</p>
	<p>アメリカ合衆国教育省: 平等教育市民権局 (Office for Civil Rights – OCR)は、教育省からの助成金の受領者による、とりわけ、人種、肌の色、出身国および障害に基づいたいじめおよびハラスメントを含む差別を禁ずる連邦法を執行します。報復もまた、禁じられています。</p> <p>アメリカ合衆国教育省は、すべての公立学校区、事実上すべての公立および私立の大学(カレッジおよびユニバーシティ)、同様に社</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1964年公民権法 第 VI 編, 42 U.S.C. § 2000d <u>et seq</u> (合衆国法律集第 42、第 2000d <u>以下参照</u>). は、連邦政府助成金の受領者による、人種、肌の色または出身国(限られた英語力を含む)に基づいたいじめおよびハラスメントを含む差別を禁じています。 • リハビリテーション法のセクション 504, 29 U.S.C. § 701 <u>et seq</u> (合衆国法律集第 29、第 701 <u>以下参照</u>). <i>上記の説明を参照のこと。</i> 	<p style="text-align: center;">アメリカ合衆国教育省 Office for Civil Rights(平等教育市民権局) 400 Maryland Avenue, SW Washington, DC 20202-1100</p> <p style="text-align: center;">音声通話: 800-421-3481 TDD: 800-877-8339 FAX: 202-453-6012 E メール: ocr@ed.gov ウェブサイト: www.ed.gov/ocr</p>

<p style="text-align: center;">教育</p>	<p>会復帰リハビリテーション・プログラムを含む特定のその他の団体への財政支援に対する助成金を提供します。</p> <p>OCR はまた、それらが連邦政府助成金を受けているかどうかに関わらず、公立の小学校、中等学校、および中等教育後の学校を含む公共団体に対する教育に関連して ADA を執行します。</p> <p>エボラウイルスに関連した差別についてのより詳しい情報は、以下をご覧ください： http://www.ed.gov/ocr/docs/ocr-factsheet-ebola-201412.pdf.</p>		<p>オンライン苦情フォーム http://www.ed.gov/ocr/complaintintro.html</p>
<p style="text-align: center;">教育(続き)</p>	<p>アメリカ合衆国司法省: 市民権局の教育機会課(Educational Opportunities Section)は、公立学校、大学(カレッジおよびユニバーシティ)による、またすべての学校と司法省からの助成金受領者による、とりわけ、人種、肌の色、出身国および障害に基づいたいじめおよびハラスメントを含む差別を禁ずる連邦法を執行します。報復もまた、禁じられています。</p> <p>教育機会課および障害者権利保護課(Disability Rights Section)は共に、均等な機会を確保するための連邦法、および、司法省からの助成金受領者、同様に、それらが連邦政府助成金を受けているかどうかに関わらず、すべての公立学校と大学(カレッジおよびユニバーシティ)およびほとんどの私立学校、大学(カレッジおよびユニバーシティ)による個人の障害に基づいた差別を防止する連</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1964年公民権法 第IV編、42 U.S.C. § 2000c-6(合衆国法律集第 42、第 2000c-6) は、公立の学校、大学(カレッジおよびユニバーシティ)による、人種、肌の色、宗教、性別または出身国に基づいたいじめおよびハラスメントを含む差別を禁じています。 • 1964年公民権法 第VI編、42 U.S.C. § 2000d <i>et seq.</i>(合衆国法律集第 42、第 2000d 以下参照)。 上記の説明を参照のこと。 • 1974年教育機会均等法、20 U.S.C. § 1701 <i>et seq.</i>(合衆国法律集第 20、第 1701 以下参照) は、とりわけ、州および地方の教育機関による、または学校内での、人種、肌の色または出身国その他に基づいた故意の人種差別を通じた教育機会均等の拒否を禁じています。 	<p>アメリカ合衆国司法省 Civil Rights Division(市民権局) Educational Opportunities Section(教育機会課) - PHB 950 Pennsylvania Avenue, NW Washington, DC 20530</p> <p>音声通話: 202-514-4092 音声通話: 877-292-3804 Eメール: education@usdoj.gov ウェブサイト: www.usdoj.gov</p>

	邦法を執行します。		
雇用	<p>雇用機会均等委員会 (EEOC: Equal Employment Opportunity Commission): EEOC は、とりわけ、人種、肌の色、出身国、または障害に基づいた雇用の差別から、従業員および求職者を保護します。報復もまた、禁じられています。</p> <p>15 人またはそれ以上の従業員を有する雇用者による差別は、以下のような採用および雇用の過程の全ての局面において禁じられています。すなわち： 求職、採用、解雇、促進、研修、賃金所得、または雇用者によって提供または課されるその他の契約条件、恩恵、もしくは雇用の条件。</p> <p>雇用背景における障害に基づいた差別についてのより詳しい情報は、以下をご覧ください： http://www.eeoc.gov/laws/types/disability.cfm</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1964 年公民権法 第 VII 編、42 U.S.C. § 2000e (合衆国法律集第 42、第 2000e) は、ある人物に対する、人種、肌の色、宗教、出身国または性別に基づいた差別を違法としています。この法律はまた、ある人物が差別について苦情を申し立てる、差別に関する告訴を提起する、または雇用の差別についての調査もしくは訴訟に関与しているという理由で、その人物に対して報復することは違法であるとしています。 • ADA 第 I 編 は、民間企業、および州と地方の政府において、障害を持つと認定された人物に対する差別は違法であるとしています。この法律は、ある人物が差別について苦情を申し立てる、差別に関する告訴を提起する、または雇用の差別についての調査もしくは訴訟に関与しているという理由で、その人物に対して報復することは違法であるとしています。この法律はまた、雇用者が、求職者もしくは従業員で障害を持つと別な方法で認定された個人に対する既知の身体的もしくは精神的な制限に合理的に順応することがその雇用者の事業運営において過度の困難を課さない限り、かかる雇用者に対してそのように合理的に順応することを要求しています。 • 1973 年リハビリテーション法のセクション 501 および 505 は、ADA 第 I 編と同じ基準に基づき、連邦政府内で障害を持つと認定 	<p>Equal Employment Opportunity Commission(雇用機会均等委員会) 131 M. Street, NE Washington, DC 20507</p> <p>訴訟手続きまたは出張所への連絡先: 音声通話: 800-669-4000</p> <p>情報および出版センター: 音声通話: 800-669-3362 音声通話: 202-663-4900 TTY: 202-663-4494 TTY: 800-800-3302 ウェブサイト: www.eeoc.gov</p>

		された人物に対する差別を禁じています。	
--	--	---------------------	--

<p style="text-align: center;">雇用 (続き)</p>	<p>アメリカ合衆国労働省: 連邦契約履行プログラム事務所(Office of Federal Contract Compliance Programs)は、連邦政府との契約または下請契約を保有する企業による、および連邦政府補助金を受け取っている建設プロジェクトで働いている企業による、とりわけ、人種、肌の色、および出身国に基づいた差別を禁止する連邦法を執行します。</p> <p>アメリカ合衆国労働省: 市民権センター(Civil Rights Center)の外部執行事務所(Office of External Enforcement)は、すべての助成金受領者による、WIA 第 I 編および WIA(労働力投資法)セクション 121(b)に記述されたワンストップ・パートナーの下での事項を含む差別および/または機会均等要件に対する違反を申し立てている苦情の評価、調査および/または判定を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 大統領命令 11246 は、有資格の政府請負業者および下請業者が、人種、肌の色、出身国、性別、性的指向、性同一性、または宗教に基づいて雇用決定において差別することを禁じています。 1964 年公民権法 第 VI 編、42 U.S.C. § 2000d et seq.(合衆国法律集第 42、第 2000d 以下参照) 上記の説明を参照のこと。 ● リハビリテーション法のセクション 504、29 U.S.C. § 701 et seq.(合衆国法律集第 29、第 701 以下参照) 上記の説明を参照のこと。 ● 1998 年労働力投資法(WIA)のセクション 188 42 U.S.C. § 5309 (合衆国法律集第 42、第 5309)は、WIA 第 I 編で財務的に支援されたプログラムと活動内、およびワンステップ・システムの一環であるプログラム内で、受領有資格者による人種、肌の色、性別、宗教、出身国、および障害に基づいた差別を禁じています。 	<p>アメリカ合衆国労働省 Employment Standards Administration(雇用基準局) Office of Federal Contract Compliance Program(連邦契約履行プログラム事務所) 200 Constitution Avenue, NW, Room C3310 Washington, DC 20210</p> <p>音声通話: 866-4-USA-DOL FAX: 877-889-5627 ウェブサイト: www.dol.gov</p> <p>アメリカ合衆国労働省 Civil Rights Center(市民権センター) – 所長 Office of External Enforcement(外部執行事務所) 200 Constitution Avenue, NW Room N4123 Washington, DC 20210</p> <p>音声通話: FAX: 202-693-6505 E メール: CRCEXternalComplaints@dol.gov</p>
<p style="text-align: center;">雇用 (続き)</p>	<p>アメリカ合衆国司法省: 市民権局の雇用訴訟課(Employment Litigation Section)は、州および地方政府雇用者が、とりわけ、人種、肌の色および出身国に基づいた差別を行うことを禁じた連邦法を執行します。雇用訴訟課は、公共の雇用における差別の様式また</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 入国管理および国籍法(INA)、8 U.S.C. § 1324b (合衆国法律集第 8、第 1324b) は、雇用者が、個人の出生地、出身国、家系、母語、訛りを理由に、また彼らが「外国人」に見えるもしくは見なされると認識されることを理由に、あるいは彼ら特有の移民もしくは市民権状況に基 	<p>アメリカ合衆国司法省 Civil Rights Division(市民権局) Employment Litigation Section(雇用訴訟課) - PHB 950 Pennsylvania Avenue, NW Washington, DC 20530</p>

<p style="text-align: center;">雇用 (続き)</p>	<p>は習慣に関連した苦情を受け付けています；差別を申し立てる個人は EEOC に申請しなければなりません(上記の説明を参照のこと)。</p> <p>アメリカ合衆国司法省: 市民権局の移民関係不正雇用特別審査官事務所 (OSC: Office of Special Counsel)は、<u>3人以上 15人以下の従業員</u>を有する雇用者による、採用、解雇、および募集または紹介に関連した出身国差別に対する告訴を受け取り、これを有料で調査します。OSC はまた、<u>3人以上の従業員</u>を有する雇用者による、採用、解雇、および募集または紹介に関連した市民権状況の差別に対する告訴を受け取り、これを有料で調査します。</p>	<p>づいて、その個人を異なって扱うことを禁じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1964年公民権法 第VII編、42 U.S.C. § 2000e (合衆国法律集第 42、第 2000e)。 上記の説明を参照のこと。 	<p>音声通話: 202-514-3831 TTY: 202-514-6780 FAX: 202-514-1005 FAX 2: 202-514-1105</p> <p>アメリカ合衆国司法省 Civil Rights Division(市民権局) Office of Special Counsel(特別審査官事務所) 9000 950 Pennsylvania Avenue, N.W. Washington, DC 20530</p> <p>労働者ホットライン: 音声通話: 800-255-7688 TTY: 800-237-2515</p> <p>雇用者ホットライン: 音声通話: 800-255-8155 TTY: 800-237-2515</p> <p>E メール: oscrrt@usdoj.gov</p>
<p style="text-align: center;">雇用 (続き)</p>	<p>複数の機関: 受領者に連邦政府助成金を提供している連邦の各局または機関は、その受領者が、その雇用者の規模に関わらず、雇用において障害を持つ人物に対する差別を行っていないことを確実にする責任を有します。雇用者が EEOC の権限の対象となる場合(15人またはそれ以上の従業員を有する雇用者)、ほとんどの連邦政府関係機関は</p>	<ul style="list-style-type: none"> • リハビリテーション法のセクション 504、29 U.S.C. § 701 <i>et seq</i> (合衆国法律集第 29、第 701 以下参照)。 上記の説明を参照のこと。 • ADA の第II編、42 U.S.C. § 12101 <i>et seq</i> (合衆国法律集第 42、第 12101 以下参照)。 上記の説明を参照のこと。 	<p>苦情は連邦政府助成金を提供している機関に申請されるものとします。疑わしい場合の苦情の申請先:</p> <p>アメリカ合衆国司法省 Civil Rights Division(市民権局) Federal Coordination and</p>

	<p>受け取った苦情を EEOC へ照会します。</p> <p>連邦政府内の様々な機関もまた、ADA の第 II 編を執行し、これは <u>15 人以下の従業員</u> を有する雇用者によるものを含む、雇用差別を禁じています。</p>		<p>Compliance Section(連邦調整および遵守課)</p> <p>950 Pennsylvania Avenue, NW Washington, DC 20530</p> <p>音声通話: 202-307-2222 FAX: 202-307-0595 ウェブサイト: www.usdoj.gov</p>
住宅	<p>アメリカ合衆国住宅都市開発省(HUD): 連邦法は、とりわけ、人種、肌の色、出身国または障害に基づいた住宅差別を禁じています。公正住宅供給および機会均等局(Office of Fair Housing and Equal Opportunity)は、連邦法を管理および執行し、すべてのアメリカ人が彼らの選択する住宅を公平に入手できることを確実にするポリシーを確立しています。差別に対する個人の苦情は HUD に報告される場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1968 年公民権法の第 VIII 編、42 U.S.C. § 3601 <i>et seq</i> (合衆国法律集第 42、第 3601 以下参照)。(公正住宅法は)、修正されたように、人種、肌の色、出身国、宗教、性別、家族状況および障害に基づいた、住宅の販売、賃貸、および融資に対する、またその他の住宅関係の取引に対する差別を禁じています。 • 1964 年公民権法の第 VI 編、42 U.S.C. § 2000d <i>et seq</i>. (合衆国法律集第 42、第 2000d 以下参照) <i>上記の説明を参照のこと。</i> • リハビリテーション法のセクション 504、29 U.S.C. § 701 <i>et seq</i> (合衆国法律集第 29、第 701 以下参照), および ADA の第 II 編、42 U.S.C. § 12101 <i>et seq</i>. (合衆国法律集第 42、第 12101 以下参照) <i>上記の説明を参照のこと。</i> • 1974 年住宅地域開発法の第 I 編セクション 109 42 U.S.C. § 5309 (合衆国法律集第 42、第 5309) は、HUD の地域開発局からの財務支援を受け取っているプログラムと活動内、およびブロック・グラント(一括補助金)プログラム 	<p>アメリカ合衆国住宅都市開発省 Office of Fair Housing and Equal Opportunity(公正住宅供給および機会均等局)</p> <p>451 Seventh Street, SW, Room 5204 Washington, DC 20410-2000</p> <p>音声通話: 202-619-8041</p> <p>ホットライン: 音声通話: 800-669-9777 音声通話: 202-708-0836 TTY: 800-927-9275 FAX: 202-708-1425 ウェブサイト:www.hud.gov</p> <p>オンライン苦情フォーム http://portal.hud.gov/hudportal/HUD?src=/program_offices/fair_housing_equal_opp/online-complaint</p>

<p>住宅 (続き)</p>		<p>での人種、肌の色、出身国、性別、または宗教に基づいた差別を禁じています。</p>	
	<p>アメリカ合衆国司法省: 市民権局の住宅および市民執行課(Housing and Civil Enforcement Section)は、とりわけ、人種、肌の色、出身国、または障害に基づいた差別を受けることなく住宅を入手する権利を執行します。ここでは、住宅提供者が差別の様式または習慣に関与している場合、またはその住宅提供者の行動が一般社会の重要性の問題を起こす場合の苦情を受け付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1968年公民権法の第VIII編、42 U.S.C. § 3601 et seq (合衆国法律集第42、第3601以下参照)。(公正住宅法)。 上記の説明を参照のこと。 	<p>アメリカ合衆国司法省 Civil Rights Division(市民権局) Housing and Civil Enforcement Section(住宅および市民執行課) 950 Pennsylvania Avenue, NW Washington, DC 20530</p> <p>音声通話: 202-514-4713 FAX: 202-514-1116 Eメール: fairhousing@usdoj.gov</p>
<p>一般公開されている 施設とサービス</p>	<p>アメリカ合衆国司法省: アメリカ合衆国検事事務所(Attorney's Offices)は、州または州の分割区域によって、またはそれらの代理として、所有、運営もしくは管理されているいかなる公共の施設またはサービスの使用における差別に対する個人の事例について、苦情を受け付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1964年公民権法の第III編、42 U.S.C. § 2000b(合衆国法律集第42、第2000b)は、公立学校または公立大学(カレッジおよびユニバーシティ)以外の州またはその分割区域によって、もしくはその代理として所有、運営、または管理されている、公共のいかなる施設またはサービスの使用における、 	<p>個人の苦情は、適切な合衆国地方裁判所、またはあなたの地域のお近くの連邦検事事務所で申請することができます。</p>

	<p>アメリカ合衆国司法省: 市民権局の住宅および市民執行課(Housing and Civil Enforcement)は、とりわけ、人種、肌の色、または出身国に基づいた差別を受けることなく、公共施設(ホテル、レストランおよび娯楽施設など民間団体が経営する場所)を享受する権利を保護するために機能しています。この課は、公共施設の提供者が差別の様式または習慣に関与しているという苦情を受け付けます。</p>	<p>人種、肌の色、宗教または出身国に基づいた差別を禁じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1964年公民権法の第II編、42 U.S.C. § 2000a(合衆国法律集第42、第2000a)は、ホテル、レストランおよび娯楽施設のような公共の施設の特定の場所において、人種、肌の色、宗教または出身国を理由とした差別を禁じています。個人はまた、第II編の下での彼らの権利を行使するために、訴訟を起こすこともできます。 	<p>アメリカ合衆国司法省 Civil Rights Division(市民権局) Housing and Civil Enforcement Section(住宅および市民執行課) 950 Pennsylvania Avenue, NW Washington, DC 20530</p> <p>音声通話: 202-514-4713 FAX: 202-514-1116 Eメール: fairhousing@usdoj.gov</p>
<p>連邦政府補助金の受領者によって提供されるその他のすべてのサービス、プログラムおよび活動</p>	<p>複数の機関: 受領者に連邦政府助成金を提供している連邦の各局または機関は、その受領者が、人種、肌の色、出身国(限られた英語力を含む)、障害および該当する場合その他の基準に基づいて差別を行わないことを確実にする責任を有します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1964年公民権法の第VI編、42 U.S.C. § 2000d <i>et seq</i> (合衆国法律集第42、第2000d以下参照)。 <i>上記の説明を参照のこと。</i> • リハビリテーション法のセクション504、29 U.S.C. § 701 <i>et seq.</i> (合衆国法律集第29、第701以下参照) <i>上記の説明を参照のこと。</i> 	<p>苦情は連邦政府助成金を提供している機関に申請されるものとして扱われます。疑わしい場合の苦情の申請先:</p> <p>アメリカ合衆国司法省 Civil Rights Division(市民権局) Federal Coordination and Compliance Section(連邦調整および遵守課) 950 Pennsylvania Avenue, NW Washington, DC 20530</p> <p>音声通話: 202-307-2222 FAX: 202-307-0595 ウェブサイト: www.usdoj.gov</p>